



平成 25 年 10 月 18 日

観 光 庁

## 平成 25 年度総合旅行業務取扱管理者試験における出題ミスについて

標記について、平成25年10月13日(日)に実施された旅行業法に基づく総合旅行業務取扱管理者試験(試験事務は一般社団法人日本旅行業協会が代行して実施)で出題ミスがありました。

出題ミスの問題については、受験者全員に配点の5点を加点して取り扱うことといたします。

### 1. 対象となる問題

標記試験における受験科目「海外旅行実務」における設問の間51で、海外旅行傷害保険携行品損害補償特約に基づく保険金請求に関し、保険金支払いの対象とならない選択肢を一つ選択させる出題を行った(設問は以下参考参照)。

### 2. 出題ミスの内容

旅行者が海外旅行中に旅券を紛失した場合の保険金支払いの対象とならない選択肢を一つ選択させる設問であったが、「携行品損害補償特約」では、「携行品損害保険金を支払わない場合」の一つとして「保険の対象の置き忘れまたは紛失」が定められているため、すべての選択肢において、携行品損害保険金が支払われる対象とならず、正解のない問題となった。

### 3. 採点の取扱い

本設問が正解のない問題となったため、本設問について、受験者全員に配点の5点を加点して取り扱う。

### 4. 今後の対応

今後、観光庁及び一般社団法人日本旅行業協会双方において問題の作成を含む試験事務に関し慎重を期し、再発防止に努めていくこととする。

なお、同協会からも同時にプレス発表を行っており、ホームページにおいても公表する。

一般社団法人日本旅行業協会ホームページアドレス:

<http://www.jata-net.or.jp/seminar/exam/guide/exam.html>

### (参考)

問51. 海外旅行中に旅券を紛失し、旅券の発給を申請した旅行者が旅券の再取得に要した費用について、帰国後に旅行者が加入している海外旅行傷害保険で保険金を請求する場合、携行品損害保険金の支払いの対象とならないものは次のうちどれか。

- 領事官に納付した発給手数料と電信料
- 旅券を紛失した地から旅券発給地へ赴く被保険者の交通費
- 旅券発給地における被保険者の宿泊施設の客室料
- 旅券発給地における市内レストランでの被保険者の食事代

問い合わせ先: 観光庁観光産業課 青木・吉田  
代表:03-5253-8111(内線 27-322、27-324)  
直通:03-5253-8330 FAX:03-5253-1585